

森林経営管理制度に係る市町支援の 取り組みについて

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構
森林経営管理担当 増渕 充

組織と体制

- 前身は栃木県緑化推進委員会、後に栃木県治山林道協会と合併し、現在の組織へ。栃木県林業労働力確保支援センターを設置
- 平成24年に公益社団法人に移行（会員:市町、林業団体、企業）
- 緑づくり、森づくり、人づくりの3本の柱で業務を展開
(t-kms.sakura.ne.jpを参照)
- 令和元年度より森林経営管理業務を兼務体制で開始
- 令和5年度より森林経営管理担当（5人体制）を新設

対象市町と支援等の時期

- 対象市町（集積計画の作成方法で区分）

自力1市，協議会1市，入札4市，随契11市町，未8市町

①, ②, ③

① 意向調査後

④

② 集積計画作成業務の受託後

③ 森林経営管理事業の発注前

④ 市町職員の知識習得（制度全般）年4回

① 意向調査後の支援

- 時期を定めず相談に乗っているが、動きが無い市町にはこちらから積極的にアクションをかけている
- 内容は、基本的なこと（制度の流れ、市町の役割・手順、一連の調査内容、設計など）の外、林務行政全般（森林計画、保安林、森林整備等）まで対応

② 集積計画作成業務の受託後の対応

森林調査の方法と結果の解析

- R 1 ~ 従来からの方法
- R 3 ~ OWL（地上レーザ）による森林調査に変更
- R 4 ~ 森林クラウドの導入



※県が進める森林資源情報のデジタル化・見える化に呼応

森林クラウドとの連携

- ・ 地番の座標データとのリンク (D-GNSS・RTK-drone測量)



OWL調査結果と報告書の連動

- ・ 調査結果から独自の報告書作成
- ・ 調査結果を活用し、採材計画等を経て収支計算
(伐捨間伐、搬出間伐、皆伐に振り分け)

集積計画の作成と所有者への内容説明と確認書の取得

③ 森林経営管理事業の発注前の支援

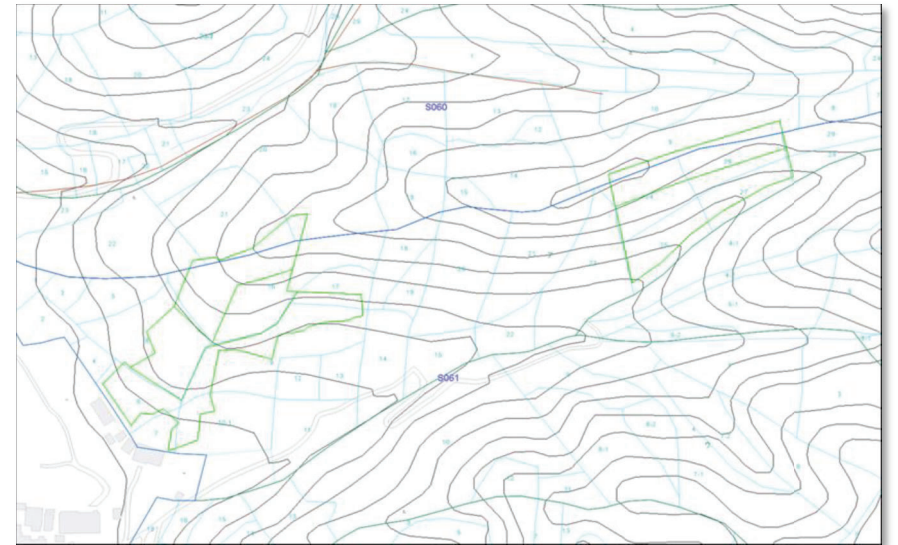
希望する市町に対し、

- 公告時に使用する位置図（森林クラウド上に地番座標図（樹種界等含む）を配置）の提供

- 調査報告書に基づく設計積算の支援（県及び機構で実施）

- ① 治山林道必携（森林整備）に基づく間伐設計書の作成

- ② 積算根拠の説明など



④ 市町職員の知識習得への対応

- 経験の浅い市町職員向けの研修会の実施（県から委託）
- 座学（①制度（林野庁職員）、②意向調査の実施・活用事例（外部講師））
- 現地見学会（①伐捨間伐施業地・検査方法、②搬出間伐施業地、③皆伐・造林・下刈施業地、④県産材利用施設（市庁舎）、⑤県産材加工工場（民間））



これまでの実績

- 集積計画の作成等

R 1 : 60ha (1市1町) , R 2 : 120ha (3市4町) ,
R 3 : 160ha (7市4町) , R 4 : 80ha (2市5町) ,
R 5 : 100ha見込 (3市3町)

- 研修会の実施 年4回 (R 1 ~ R 5)

R 5 出席状況 第1回 : 35名, 第2回 : 26名,
第3回 : 29名, 第4回 : 30名予定

- 市町相談 (随時)

課題

- 境界明確化（①地番座標があること（地籍調査済）、②所有者が境界を分かること（地籍調査未））
不明であるといずれ事業発注時に行き詰まる可能性大
- 市町職員の業務多忙（獣害、ナラ枯れ、保安林、林地開発等）により、意向調査の結果を現地で突合する余裕がない（書面によるアンケート調査が主で、所有者も市町も現場を把握できてない）

まとめ

- R1～R3、集積計画受託の受け皿として、年々その面積を増やし、市町の期待に応えてきた。
- R4以降、受注実績は下がったものの、相談業務の継続により、対象市町からの発注面積はR5見込で200haと増加していることから、業務の推進に貢献している。
- 境界明確化については、航空レーザによる地籍調査を促進するとともに、境界明確地の測量業務を促進する
- 市町職員が円滑に業務を進められるよう、県による伴走支援や機構・地元森林組合による森林の現状把握等の支援に努める